

開発調査における  
環境社会配慮ガイドラインの  
運用のための基礎研究

研究会報告書

平成 16 年 12 月

独立行政法人国際協力機構



## 序 文

JICA 環境社会配慮ガイドラインが改訂され、2004 年 4 月より本格的に適用されるに際し、インフラ案件等、環境社会配慮が重要となる案件を担当している社会開発部（2004 年 3 月まで社会開発調査部）は、新しい JICA 環境社会配慮ガイドラインの理念を業務に円滑に反映するために、「開発調査における環境社会配慮ガイドライン運用のための基礎研究」を 2004 年 3 月よりプロジェクト研究として実施しました。本年 9 月までに全 5 回の研究会を開催し、ガイドラインに示される重要となる項目を取り上げ、具体的事例での分析も含めながら実務への反映を念頭に整理をいたしました。今後、本報告書が、新しい環境社会配慮ガイドラインの理念を調査、技術協力プロジェクト等の具体的な実務に適正に反映していく上での参考資料となることを期待しています。

研究会では、委員長の東京工業大学原科幸彦教授をはじめ学識経験者、NGO 関係者、コンサルタント企業の関係者など、各位より貴重なご助言を賜りました。この場を借りて、ご協力いただいた関係各位に心より御礼申し上げます。なお、取りまとめに際しては、日本工営株式会社の協力を頂きました。

2004 年 12 月

独立行政法人国際協力機構  
社会開発部  
部長 岡崎 有二



開発調査における環境社会配慮ガイドラインの運用のための基礎研究  
研究会報告書

目 次

I	研究会の目的及び検討の経緯	
1	研究会の背景と目的	1
2	研究会での検討事項	1
3	研究会の経緯	
3.1	研究会開催状況	2
3.2	研究会で出された各検討事項に係る委員コメント	4
II	検討事項と研究成果	
1	M/PにおけるSEAの取組み	
1.1	SEAにおける上位段階の解釈	12
1.2	SEA達成事項	13
1.3	政策(Policy)の取り扱い	16
1.4	世銀のSector EA、Regional EAならびに計画アセスとの関係	19
1.5	SEA実施コストの許容範囲	25
2	カテゴリ分類の実務	
2.1	影響の大小の定義、計測方法	28
2.2	不確実性の尺度	32
2.3	参照基準の項目	34
2.4	社会環境の組入れ	40
2.5	地球環境の取扱い	41
3	代替案の検討方法	
3.1	代替案の検討条件と代替案数の目安	42
3.2	調査段階別の項目、考え方、検討方法	48
3.3	比較方法、評価軸の選定	53
3.4	評価軸の重み付け	56
3.5	不確実性の高い項目の取り扱い	63
3.6	プロジェクトを実施しない案の検討方法	66
3.7	環境の経済評価	67
3.8	環境コストと社会コストの整理と検討方法	69
3.9	環境コストの相場観	72
3.10	ステアリングコミッティ(St/C)の機能と効果、構成メンバー	73

4	ステークホルダーとの協議のあり方	
4.1	ステークホルダーの範囲	75
4.2	協議のテーマ、内容	78
4.3	相手国負担事項	80
4.4	協議の適切さの判断基準	82
4.5	ステアリングコミッティ (St/C) の機能と効果、構成メンバー	84
5	相手国の意思決定プロセス	
5.1	相手国の意思決定プロセスへの関与	86
5.2	JICA 調査が取り扱う範囲	88
5.3	今後のステアリングコミッティ (St/C) のあり方	89

## 添付資料

資料 1	検討事項の具体的イメージ提示のために用いた案件	90
資料 2	研究会議事録	
資料 2-1	第 1 回研究会議事録	93
資料 2-2	第 2 回研究会議事録	100
資料 2-3	第 3 回研究会議事録	109
資料 2-4	第 4 回研究会議事録	120
資料 2-5	第 5 回研究会議事録	138

## 本報告書の位置付けと取り扱いについて

本報告書は、2004年4月1日からの「JICA 環境社会配慮ガイドライン」の適用に際し、ガイドラインの理念の実務面からの整理を行うことを目的としたプロジェクト研究「開発調査における環境社会配慮ガイドラインの運用のための基礎研究会」（2004年3月～2004年9月）において検討された内容を取りまとめたものである。

本報告書は、ガイドラインの理念を実際の案件に取り込んでいくための参考資料と位置付けられる。実際の案件実施においては「JICA 環境社会配慮ガイドライン」に沿って環境社会配慮のための確認および支援が適切に行われるよう進められていくが、その際、本報告書が実務の参考に活用されることを期待している。

本報告書は「I部 研究会の目的及び検討の経緯」及び「II部 検討事項と研究成果」の2部構成となっており、研究成果は第II部において下記の研究対象項目別にとりまとめられている。これらの項目はプロジェクトが形成される各段階において、環境社会配慮の一環として勘案されるべき内容である。

- (1) M/PにおけるSEAの取組み
- (2) カテゴリ分類の実務
- (3) 代替案の検討方法
- (4) ステークホルダーとの協議のあり方
- (5) 相手国の意思決定プロセス

次頁に示す表はJICA 環境社会配慮ガイドラインの運用に際し、プロジェクト運営の各段階において実務上必要となる情報を本報告書から素早く引き出すことを目的として、相手国とJICAの立場を勘案しながら、プロジェクトの流れと必要な環境社会配慮の内容及び本書の記載内容の関連性を示したものである。

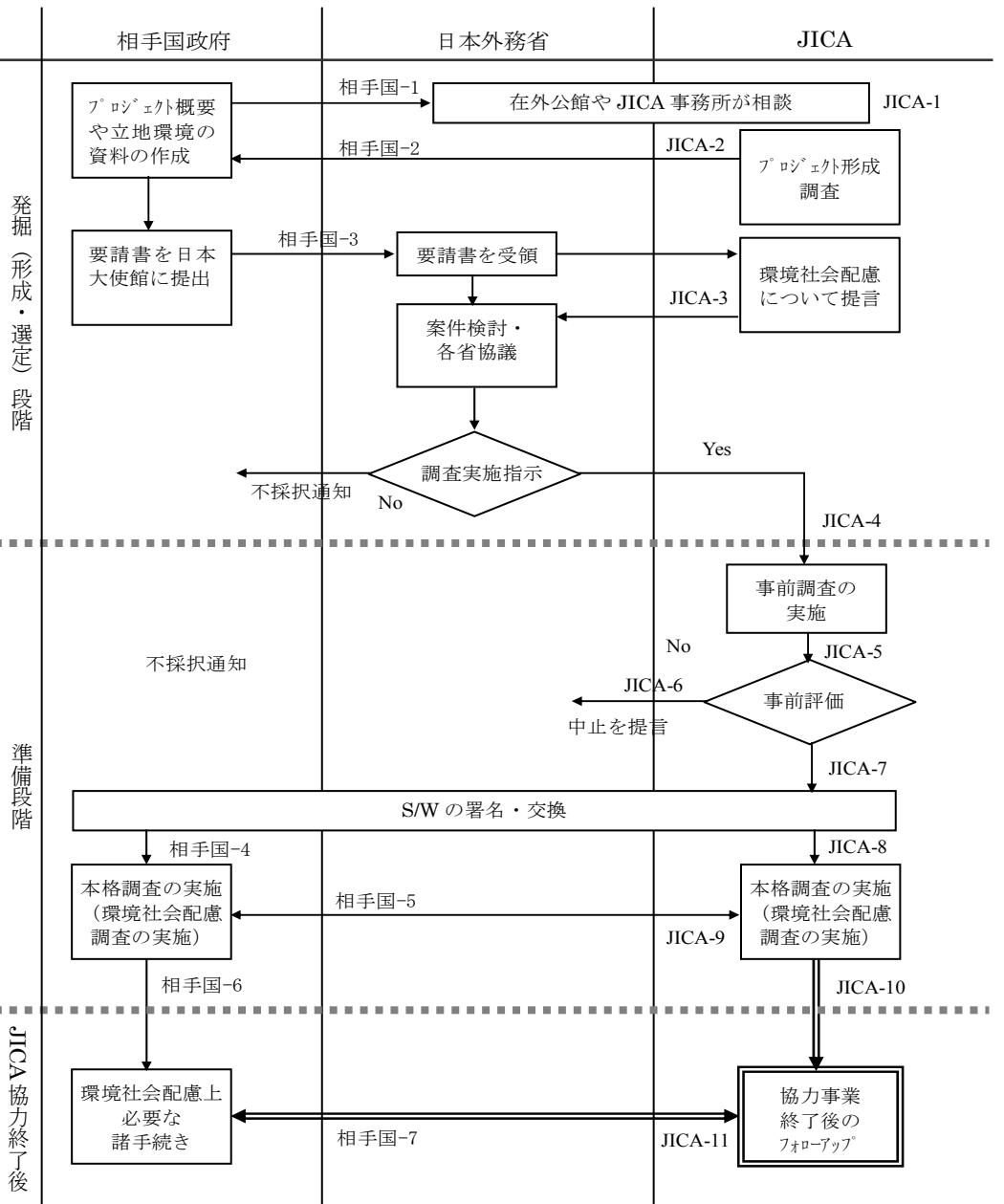
本報告書が執務参考資料として効果的に活用され、実務の一助となれば幸いである。





プロジェクトのフローと必要な環境社会配慮の関係 (開発調査の場合)

相手国政府の対応					JICA の対応							
基礎研究対象項目との接点					基礎研究対象項目との接点							
(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)			
相手国の意思決定プロセス	ステークホルダー協議のあり方	代替案の検討方法	カテゴリ分類の実務	M/PにおけるSEAの取組み	JICA 環境社会配慮ガイドラインにより必要となる内容 (ガイドライン中の記載ページ)	プロジェクトのフロー (フロー中の相手国政府対応事項)	JICA 環境社会配慮ガイドラインにより必要となる内容 (ガイドライン中の記載ページ)	M/PにおけるSEAの取組み	カテゴリ分類の実務	代替案の検討方法	ステークホルダー協議のあり方	相手国の意思決定プロセス
◎	○	○	○	○	・ JICA 環境社会配慮ガイドラインの理解 ・ 自国 EIA 制度の理解	相手国-1	・ JICA 環境社会配慮ガイドラインの周知、理解 ・ 要請書作成時におけるアドバイス	◎	○	○	◎	◎
◎	○	○	○	○	・ 情報提供、調査協力	相手国-2	・ 相手国との協議、現地調査の実施 ・ 不足している環社情報収集 ・ 報告書作成と情報公開 (p11, 3-1)	◎	○	○	◎	◎
◎	○	○	◎	○	・ 別紙1 (p21) の要件を遵守するという確約 (p5, 1.6) ・ 別紙2 (p24) の提出 (p7, 2.5) ・ 別紙3 (p26) の提出 (p7, 2.5)	相手国-3	・ 事業概要、立地環境、EIA 制度等の情報確認 ・ 1 回目のスクリーニングによるカテゴリ分類 ・ 要請案件の採択に関して環社配慮から意志決定 ・ 外務省に提言、国、地域、事業概要公開・反映 (p11, 3-1)	◎	○	○	◎	◎
◎	◎	◎	○	◎	・ JICA が求める環境調査に対する合意 ・ 環境配慮へのコミット ・ 別紙1 (p21) の要件を満たす事のコミットを確認	相手国-4	・ 外務省の採択理由、条件等についての確認	○	◎	○	○	◎
◎	◎	◎	○	◎	・ 公用語等で情報公開	相手国-5	・ A, B カテゴリのプロジェクトにつき環境社会配慮団員を入れて事前調査実施 ・ 環境情報確認、情報収集、踏査、相手国と協議 ・ 2 回目のスクリーニングによるカテゴリ分類 (p11, 3-2)	○	◎	○	○	◎
○	◎	◎	◎	◎	・ 公用語等で情報公開 ・ 別紙1 (p21) の要件を満たす事	相手国-6	・ JICA-7 を合意できない場合は保留案件 ・ 実施すべきでない判断した場合は中止を提言	○	○	◎	◎	◎
○	○	○	○	○	・ モニタリングと情報公開 (別紙 1, p21)	相手国-7	・ 予備的スクリーニングを行い、環社調査の TOR 作成 ・ A カテゴリのプロジェクトについては踏査、ステークホルダーから情報、意見を聞き取り TOR に反映 ・ 相手国との協議を行い、実施体制、S/W 案作成 ・ 環境調査課がプロジェクトの計画決定に反映される事を合意	◎	○	○	○	○
							・ 事業名、国、場所、概要、セクター、カテゴリ分類と根拠を公開 ・ JICA が外務省に提言した内容を情報公開 ・ S/W と環社に関連する情報公開 (p11 3-1)	◎	○	○	○	○
							・ スクリーニング案作成、公開後、ステークホルダーと協議 ・ 結果を環社調査の TOR へ反映させる様相手国と協議 ・ TOR 作成 (含 SEA) し、代替案を含む調査を共同で行い、ステークホルダーと協議、公開 ・ 最終報告書作成、協議、公開、ガイドライン案等の確認	◎	○	◎	◎	◎
							・ カテゴリ A, B プロジェクトについてモニタリング (但し技協プロジェクト) (P20, 3.6.3)	○	○	○	○	○
							・ EIA の手続きを審査前の段階で確認するためにフォローアップを行う ・ 環境調査結果や提言が反映されている事を確認し、情報公開	○	○	○	○	○



注1: プロジェクト形成調査は、必要に応じて実施される。  
 注2: 環境社会配慮ガイドライン改定委員会の資料として JICA が作成。  
 注3: ◎ と  $\Rightarrow$  本資料作成にあたり加筆した部分。

出典: JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会の提言、2003 年 9 月を基に作成

注) ◎重要と考えられる項目、○関係する項目

## I 研究会の目的及び検討の経緯

### 1. 研究会の背景と目的

JICA では 1990 年から「環境配慮ガイドライン」を導入し、開発調査の事前調査実施に当たってスクリーニングとスコーピングを行ってきたが、昨今の世界的な動きに対応して環境社会配慮の基本方針、対象範囲の拡大、社会環境面の配慮強化など、環境社会配慮のためのガイドライン見直しが必要となった。このため、JICA では 2002 年から JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会(改定委員会)を設置して検討を重ね、2003 年 9 月に改定に向けての提言が改定委員会から JICA に対して提出された。これを受け、JICA は 2003 年 12 月に JICA 環境社会配慮ガイドライン案(一次案)を作成した。この一次案について JICA は、2003 年 12 月から 2004 年 1 月までパブリックコメントの募集を行うと共に、2003 年 11 月に JICA 環境社会配慮ガイドライン・フォローアップ委員会(フォローアップ委員会)を設置して一次案の検討ならびにパブリックコメント反映の検討を行った。これら一連の検討結果を踏まえた上で、2004 年 4 月 1 日、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」が施行に至った。

今回改訂された「JICA 環境社会配慮ガイドライン」には改定委員会の提言を受けていくつかの新しい理念が盛り込まれており、その具体的実現のためには実際の環境社会配慮調査の取り組み方にも見直しが必要な状況にある。特に、戦略的環境アセスメント、代替案の検討、カテゴリ分類などについては重要な要素になると考えられ、実務面での取り組み方についての整理が急務である。この様な背景の下、本基礎研究は、これらの項目に関する実務面での課題検討に焦点を絞り、有識者の意見を取り入れながら開発調査での具体的な取り組み方法について整理を行うことを目的としている。

### 2. 研究会での検討事項

第 1 回研究会でその後の研究会で取り扱う検討事項について整理を行った。その後の研究会の議論のなかで、一部、検討事項の記載順序、記述の修正を行った。これらを踏まえ、第 2 回～第 5 回の研究会で議論された検討事項は以下のとおりである。

#### 2.1 M/P における SEA の取り組み

- (1) SEA における上位段階の解釈
- (2) SEA 達成事項
- (3) Policy の取扱い
- (4) WB の Sector EA、Regional EA ならびに計画アセスとの関係
- (5) SEA 実施コストの許容範囲

#### 2.2 カテゴリ分類の実務

- (1) 影響の大小の定義、計測方法
- (2) 不確実性の尺度
- (3) 参照基準の項目
- (4) 社会環境の組入れ
- (5) 地球環境の取扱い

#### 2.3 代替案の検討方法

- (1) 代替案の検討条件と代替案数の目安
- (2) 調査段階別の項目、考え方、検討方法
- (3) 比較方法、評価軸の選定
- (4) 評価軸の重み付け
- (5) 不確実性の高い項目の取り扱い

- (6) プロジェクトを実施しない案の検討方法
- (7) 環境の経済評価
- (8) 環境コストと社会コストの整理と検討方法
- (9) 環境コストの相場観
- (10) ステアリングコミッティ (St/C) の機能と効果、構成メンバー

## 2.4 ステークホルダーとの協議のあり方

- (1) ステークホルダーの範囲
- (2) 協議のテーマ、内容
- (3) 相手国負担事項
- (4) 協議の適切さの判断基準
- (5) ステアリングコミッティ (St/C) の機能と効果、構成メンバー

## 2.5 相手国の意思決定プロセス

- (1) 相手国の意思決定プロセスへの関与
- (2) JICA 調査が取り扱う範囲
- (3) 今後のステアリングコミッティ (St/C) のあり方

## 3. 研究会の経緯

### 3.1 研究会開催状況

#### (1) 研究会メンバー

研究会メンバーは、表 I.3.1 に示す有識者で構成された。事務局は JICA 社会開発部が担当し、各研究会には開発調査案件の実務に携わる JICA 職員、民間コンサルタント等のオブザーバーの参加を求めた。

表 I.3.1 基礎研究会メンバー

No.	氏名	所属など
1	原科 幸彦	東京工業大学 総合理工学研究科 教授
2	村山 武彦	早稲田大学 理工学部総合領域 教授
3	長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部 教授
4	松本 悟	特定非営利活動法人メコンウォッチ 代表理事
5	高梨 寿	(社)海外コンサルティング企業協会
6	田中 研一	JICA 国際協力専門員
7	山田 泰造	JICA 国際協力専門員
8	今井 千郎	JICA 国際協力専門員

注 1：国際協力銀行より武藤めぐみ調査役がオブザーバーとして参加した。

注 2：委員長は原科教授。海外コンサルティング企業協会からは、環境部会の会員企業の代表が数名、研究会毎に委員として参加した。

#### (2) 第 4 回研究会までの検討の成果及び第 5 回研究会の内容

研究会での検討の成果は、表 I.3.2 に示すとおりである。特に第 5 回研究会では、これまでの成果に関する総合的な検討を行った。

表 I.3.2 本研究会における検討事項の内容と検討成果

検討事項	研究会(月/日)	第1回研究会 (3/29)	第2回研究会 (5/10)	第3回研究会 (6/30)	第4回研究会 (8/4)	第5回研究会 (9/2)
<b>1. M/P における SEA の取組み</b>						
(1)SEA における上位段階の解釈	=		◎			
(2)SEA 達成事項			○	◎		
(3)Policy の取扱い			○	◎		
(4)WB の Sector EA、Regional EA ならびに計画アセスとの関係	=		◎			
(5)SEA 実施コストの許容範囲			△	○	*	
<b>2. カテゴリ分類の実務</b>						
(1)影響の大小の定義、計測方法			◎			
(2)不確実性の尺度			○	◎		
(3)参照基準の項目			◎			
(4)社会環境の組入れ			◎			
(5)地球環境の取扱い			◎			
<b>3. 代替案の検討方法</b>						
(1)代替案の検討条件と代替案数の目安	=			○	*	
(2)調査段階別の項目、考え方、検討方法				○	*	
(3)比較方法、評価軸の選定				○	*	
(4)評価軸の重み付け				○	*	
(5)不確実性の高い項目の取り扱い				△	◎	
(6)プロジェクトを実施しない案の検討方法					◎	
(7)環境の経済評価					◎	
(8)環境コストと社会コストの整理と検討方法	=				◎	
(9)環境コストの相場観					◎	
(10)ステアリングコミッティ(St/C)の機能と効果、構成メンバー				◎		
<b>4. ステークホルダーとの協議のあり方</b>						
(1)ステークホルダーの範囲				△	◎	
(2)協議のテーマ、内容				△	◎	
(3)相手国負担事項				△	◎	
(4)協議の適切さの判断基準					◎	
(5)ステアリングコミッティ(St/C)の機能と効果、構成メンバー				△	◎	
<b>5. 相手国の意思決定プロセス</b>						
(1)相手国の意思決定プロセスへの関与				=	◎	
(2)JICA 調査が取り扱う範囲				=	◎	
(3)今後のステアリングコミッティ(St/C)のあり方				=	◎	

これまでの  
成果に関する  
総合的な検討

注) =: 概略検討、\*: 検討結果へのコメント対応

◎: 成果が有り、かつ具体的なイメージが明確、あるいは具体的なイメージが自明である検討事項、

○: 成果は有るが具体的なイメージが不明確、あるいは検討結果にコメントがあり対応が必要

△: 成果不十分

### 3.2 研究会で出された各検討事項に係る委員コメント

これまでの研究会で各検討事項に対して得られたコメントの概要は、表 I.3.3 に示すとおりである。また、研究会終了後にも文章の表記に関わるコメントを得た。本研究会報告書は、得られたコメントを踏まえて随時、修正を行い、作成されたものである。

表 I.3.3(1) 各検討事項に対して得られたコメントの概要

検討事項	コメントの概要	コメントへの対応
1. M/P における SEA の取組み	—	—
1.1 SEA における上位段階の解釈	(原科委員長) 国際学会では Policy、Plan、Program の 3 層構造で SEA 対象が分類されている。身近な例として、国土交通省の計画体系でいえば、基本構想、基本計画、整備計画があり、各々 Policy、Plan、Program に相当すると考えられる。	「II.1.1 SEA における上位段階の解釈」及び「1.2 SEA 達成事項」の内容にコメントを反映。
1.2 SEA 達成事項	(原科委員長) SEA は概念上の総称であり、個別具体的にはいろいろなバリエーションがある。開発調査で行われる SEA の対象は、主に Plan 及び Program の段階であろう。	「II.1.2 SEA 達成事項」の内容にコメントを反映。
	(長谷川委員) SEA の考え方の適用について、これまでの開発調査案件で不足している内容は、①累積的影響の回避、②環境社会面に配慮した代替案の提示、の 2 点と考える。この 2 点を改善するだけでも SEA に近づくと考えられる。	「II.1.2 SEA 達成事項」の内容にコメントを反映。
	(今井委員) 資料では「SEA の適用」と記載されているが、ガイドラインでは「SEA の考え方の適用」となっており、議論に乖離が生じている。この点について、誤解が無い様に整理すべきである。 (原科委員長) SEA が適用できる場合は、適用するべきであると理解している。	資料中では「M/P における SEA の取組み」、という表現に変更。
1.3 Policy の取扱い	(松本委員) プロジェクトにおける Policy の扱いについても検討が必要である。目標の見直しといった Policy レベルに踏み込んだ提案が可能か分析すべきである。	「II.1.3 Policy の取扱い」で開発調査における Policy の取り扱いについて記載。
1.4 WB の Sector EA、Regional EA ならびに計画アセスとの関係	(原科委員長) 世銀の” Strategic Environmental Assessment in World Bank Operations” は、最初に EIA の限界を明確にし、これまでの世銀プロジェクトの課題を整理した後、世銀の SEA コンセプトを記述している。JICA もこのような資料を作成する必要がある。	「II.1.4 WB の Sector EA、Regional EA ならびに計画アセスとの関係」WB の SEA への取組み方について整理。
1.5 SEA 実施コストの許容範囲	(オブザーバー、環境社会配慮審査室、小島氏) 環境社会配慮団員と他団員との協力や団長による取り纏めが必要、という視点が重要である。	II.1.5(4)に該当内容を記載。

表 1.3.3(2) 各検討事項に対して得られたコメントの概要

検討事項	コメントの概要	コメントへの対応
<p>2. カテゴリ分類の実務</p>	<p>(松本委員)</p> <p>カテゴリ分類に関わる経験を文書として残しておくことが有効である。世銀のように、個々の検討項目についてソースブックをつくり、それを新たな経験を踏まえ、順次、改定していくことが望まれる。</p>	<p>研究会終了後、今後の課題として JICA で検討を行う。</p>
	<p>(田中委員)</p> <p>JICA 案件では EIA を行ってもローンにつながらない可能性があり、EIA の負担が多くなるだけでは困るという指摘を受けたことがある。カテゴリ A と分類した場合、先方政府への負担も相当、要求することとなる。必要な活動内容に対する予算措置も含めた考慮を行ったうえで、カテゴリ A 案件とする必要がある。</p>	<p>II.2 及び II.4.3 に該当内容をできるだけ反映。</p>
	<p>(オブザーバー、環境社会配慮審査室、小島氏)</p> <p>現在のところ、カテゴリ分類に迷った場合の対応方法として、以下のプロセスを推奨している。合わせて、情報公開等による外部から意見や審査諮問機関での意見も踏まえ、当初のカテゴリ分類を案件の途中段階で変更する事が可能である旨、説明している。</p> <p>① 相手国政府の EIA 制度による EIA 手続きを参照する。EIA が必要であればカテゴリ A となる。</p> <p>② 同セクター、同規模の他ドナー案件の分類に準じる。</p> <p>③ ①、②でも不明な場合には、日本のアセス制度を参照する</p>	<p>II.2 の参考情報とする。</p>
<p>3. 代替案の検討方法</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>3.1 代替案の検討条件と代替案数の目安</p>	<p>(山田委員)</p> <p>代替案の定義づけを行う必要がある。</p> <p>(松本委員)</p> <p>マスタープランの性格によって検討条件が異なるので M/P の性格ごとに議論すべきである。</p>	<p>「II.3.1 代替案の検討条件と代替案数の目安」及び表 II.3.1 の内容にコメントを反映。</p>
	<p>(橋本委員)</p> <p>開発戦略の代替案は、いくつかの概念を提示することになるだろう。開発計画については、複数のプロジェクトから成るプログラムについて、いくつもの代替案を提示することは難しい。現実的な対応として、開発戦略と開発計画の間の開発シナリオについて代替案を検討することになるだろう。</p>	<p>「II.3.1 代替案の検討条件と代替案数の目安」及び表 II.3.1 の内容にコメントを反映。</p>
	<p>(蠣崎委員)</p> <p>「II.3.1 代替案の検討条件と代替案の目安」で、F/S 段階でプロジェクトを実施しない案を検討することとなっているが、実際にはこの段階でプロジェクトを実施しない案を検討することは困難ではないか。</p> <p>(事務局)</p> <p>これまで M/P 段階でプロジェクトを実施しない案が十分検討されてこなかったケースがあるので、そのようなケースでは F/S 段階でプロジェクトを実施しない案を検討するよう提案している。今後は、事業ありきといった考え方を変えていく必要があると考えている。</p>	<p>議論の内容を踏まえ、「II.3.1 代替案の検討条件と代替案数の目安」の内容を作成。</p>
	<p>(村山委員)</p> <p>代替案検討を行う際的前提条件と変更可能な検討条件が不明確である。</p>	<p>II.3.2(5)にコメントを反映。</p>

表 1.3.3(3) 各検討事項に対して得られたコメントの概要

検討事項	コメントの概要	コメントへの対応
3.1 代替案の検討条件と代替案数の目安	<p>(橋本委員)</p> <p>SEA への取組みを考慮すると、経済面、社会面、環境面のそれぞれを強調した代替案検討を行う方法がある。</p>	<p>II.3.2(3)にコメントを反映。</p>
3.2 調査段階別の項目、考え方、検討方法	<p>(松本委員)</p> <p>代替案の検討には、相手側のライフスタイルの理解が必要。特に注意が必要なステークホルダーとして、サブシステンス(subsistence)な生活を営んでいる人達が挙げられる。自らの食料を狩猟/採集で賄っているような生活を、全て貨幣価値に換算して評価することができるのか考える必要がある。</p> <p>(松本委員)</p> <p>代替案の検討条件の議論のためには、前提条件の取り扱い方を明確にする必要がある。</p> <p>(事務局)</p> <p>代替案検討の前提条件は、S/W 締結時に議論されると考えている。</p>	<p>II.3.2(3)に該当内容を記載。</p>
	<p>(長谷川委員)</p> <p>代替案の比較検討の方法は計画の熟度に応じて異なる。計画策定の初期段階では定性的な検討が主になる。</p>	<p>II.3.2(1)にコメントを反映。</p>
	<p>(蠣崎委員)</p> <p>プログラムレベルの代替案検討の指標として経済分析に関する項目が示されているが、この計画段階で経済分析に関する項目を代替案検討の指標とすることが可能か。</p> <p>(長谷川委員)</p> <p>代替案検討の指標として、経済的妥当性の項目があるが、どの計画段階でどこまで検討できるか、という視点が重要と考える。</p> <p>代替案検討の経済的な指標は、内部経済収益率(EIRR)と財務内部収益率(FIRR)の双方を指標とするべきである。</p>	<p>II.3.2(1)及び解説にコメントを反映。</p>
	<p>(松本委員)</p> <p>「II.3.2 調査段階別の項目、考え方、検討方法」の(4)「検討する代替案は相手国の実情にあっている必要がある」との記述は重要な事項ではあるが、この記述により、代替案検討が相手国政府のいいなりになる可能性もある。相手国から提示された前提条件についても、その内容を確認し検討及び議論を行い、必要に応じて JICA 側から提案を行うべきであることを明記する必要がある。</p>	<p>II.3.2(4)に該当内容を記載。</p>
3.3 比較方法、評価軸の選定	<p>(橋本委員)</p> <p>代替案の選定は、ステークホルダーの判断に一義的によるべき。</p> <p>(松本委員)</p> <p>「一義的」とするためには、対象とするステークホルダーが明確になる必要あり。また、評価を行う際には誰にとっての評価なのかを考える必要がある。</p>	<p>表II.3.10の内容にコメントを反映。</p>
	<p>(長山委員)</p> <p>代替案の比較検討の際、コンサルタントによる代替案分析を重視するのか、ステークホルダーとの合意形成プロセスを重視するのか、記載するべきである。</p>	<p>「II.3.3 比較方法、評価軸の選定」の内容にコメントを反映。</p>

表 1.3.3(4) 各検討事項に対して得られたコメントの概要

検討事項	コメントの概要	コメントへの対応
3.3 比較方法、評価軸の選定	<p>(村山委員)</p> <p>定量的評価の重要性が強調されているが、定性的な分析の効果についても検討が必要である。</p>	<p>「II.3.3 比較方法、評価軸の選定」の内容にコメントを反映。</p>
	<p>(橋本委員)</p> <p>ステークホルダーの分類を行う際には、対象グループの「重要度」と「影響力」を考慮すると良い。</p>	<p>II.3.3(2)及び解説にコメントを反映。</p>
	<p>(原科委員長)</p> <p>アセスの評価手法としても、異なる評価軸をオーバーレイ手法により比較検討する際、まず最も注意しなければならない項目にレッドフラッグを立て、その後評価を行う方法が提案されている。このような、代替案検討の際に必ず考慮しなければならない事項(クリティカルアспект)の整理は重要である。</p> <p>(蠣崎委員)</p> <p>クリティカルアспектとしては住民移転などが考えられる。また、世銀、ADB、JBICのガイドラインでカテゴリA案件とされるプロジェクトの特性や立地環境が参考となるだろう。</p> <p>(長谷川委員)</p> <p>クリティカルアспектを定めておくことは重要であるが、その内容についてステークホルダーとの協議による合意も必要となる。</p>	<p>II.3.4(3)にコメントの内容を反映</p>
3.4 評価軸の重み付け	<p>(原科委員長)</p> <p>重み付け手法は10種類程度あるが、実用的なものは限定される。</p> <p>(長谷川委員)</p> <p>評価軸の重み付けは最終的にはステークホルダーの意見をよく聞く必要があるが、最初のたたき台を作成する際には、デルファイ法が有効な手段であろう。</p> <p>(村山委員)</p> <p>評価軸の重み付けについては、便益帰着構成表が有効である。</p>	<p>「II.3.4 評価軸の重み付け」の解説に重み付け手法を記載。</p>
	<p>(原科委員長)</p> <p>重み付けを行う際には、評価項目を十分選定しているか、それぞれの評価項目は独立しているか、といった検討が重要となる。</p>	<p>II.3.4(2)にコメントの内容を反映</p>
	<p>(原科委員長)</p> <p>評点法の重み付けに関する価値判断はステークホルダー毎に異なるものである。実際には、評価結果は、異なる価値判断を持つステークホルダー毎に数種類存在することになると考えた方が良い。また、代替案の評価結果は、ステークホルダーの意見を引き出すための情報として活用できる。</p>	<p>II.3.4(6)にコメントの内容を反映</p>
	<p>(片平エンジニアリング、戸田氏)</p> <p>評価軸の重み付けや比較方法として、参加型手法に関連する記載が不足している。</p>	<p>「II.3.4 評価軸の重み付け」の解説に参加型手法を記載。</p>
	<p>(村山委員)</p> <p>評価軸の重み付け方法については、ステークホルダーとの協議が重要となる。</p> <p>(松本委員)</p> <p>ステークホルダーに対しては、用いた重み付けの方法の意味、特徴を説明するとともに、方法の違いによって結果が異なることを説明すると良い。</p>	<p>II.3.4(5)にコメントの内容を反映</p>



表 1.3.3(5) 各検討事項に対して得られたコメントの概要

検討事項	コメントの概要	コメントへの対応
3.5 不確実性の高い項目の取り扱い	(松本委員) 不確実性の高い項目について十分な検討が必要である。	「Ⅱ.3.5 不確実性の高い項目の取り扱い」の内容にコメントを反映。
	(村山委員) Risk Analysis を不確実性分析と訳しているが、これらは異なる。規模と頻度がわかれば判明するリスクと不確実性とは分けて議論した方が良い。	「Ⅱ.3.5 不確実性の高い項目の取り扱い」の内容にコメントを反映。
3.6 プロジェクトを実施しない案の検討	(高梨委員) 環境コストの検討により、環境社会配慮団員のみでなく経済分野の団員も作業が増えるだろう。  (原科委員長) プロジェクトを実施しない案は全く何もしない状態を指し、そのような状態も議論した方が良い。地域の人々が現状に全く問題意識を持っていないければ何もしない状態も一つの選択肢となる。	Ⅱ.3.6 の内容にコメントを反映。
3.7 環境の経済評価	(蠣崎委員) 「Ⅱ.3.7 環境の経済評価」に示されている NPV は割引率を考慮して計算されるものであり、右辺の計算をどのように行うか明確にする必要がある。  環境コストについて、環境保全対策コストと外部コストを合わせたものと定義しているが、環境保全対策を実施すれば便益が生まれるはずである。その便益を環境コストに含めないとバランスを欠くことになる。  (長谷川委員)  割引率や便益は重要な要素であるが、プロジェクトサイクルの中で完結しない影響や便益があることから、割引率を設定する際の期間や便益計算に難しい面がある。	Ⅱ.3.7 の(1)及び(4)の内容にコメントを反映。
	(長谷川委員) 環境コストの検討には、いろいろと難しい面がある。実際に行う際には、資料中のⅡ.3.3(7)「環境の経済評価」の d)に示されている留意点が参考となる。本項目を充実させていくと良い。	Ⅱ.3.7(5)の内容にコメントを反映。
	(蠣崎委員) 環境コストの定義を整理する必要がある。	Ⅱ.3.7の(1)、(2)、(3)の内容を修正。Ⅱ.3.8の(5)と(7)の順を入れ替。Ⅱ.3.8の(6)は、Ⅱ.3.7の(4)と重複のため削除。
	(山田委員) Ⅱ.3.7(5)の記述に「便益のダブルカウントに留意する。」という文言を付け加える。	Ⅱ.3.7(5)に追加記載。
3.8 環境コストと社会コストの整理と検討方法	(長谷川委員) 環境コストの計算を行うことにより、環境面と経済面といった異なる評価軸の比較が可能となる。	Ⅱ.3.7(3)の該当内容を記載。
	(松本委員) 環境コストの検討をいつ、どのような目的で行うことを想定しているのか確認したい。	Ⅱ.3.8(1)の内容にコメントを反映。

表 1.3.3(6) 各検討事項に対して得られたコメントの概要

検討事項	コメントの概要	コメントへの対応
3.8 環境コストと社会コストの整理と検討方法	(長谷川委員) ガイドラインには3箇所「環境コスト」に係る記述があったと理解している。一つ目は、「1.1 理念」で環境費用と社会費用を開発費用に内部化することが持続可能な社会の実現に不可欠だと述べている。二つ目には、相手国政府に求める要件として、代替案や緩和策の検討の際に、環境社会関連費用・便益を可能な限り定量的に評価することとしている。三つ目には、D/D時のカテゴリA案件の環境影響評価報告書に係る記述で、代替案検討の際には、環境影響を可能な範囲で定量化し、可能であれば経済評価を付すこととしている。	II.3.8(2)の内容にコメントを反映。
	(長谷川委員) 資料中の「環境コストと社会コスト」に様々な検討手法に関する記述があるが、CVM手法はステークホルダーの判断を求めるうえで有効な手法である。	II.3.8(3)の内容にコメントを反映。
	(今井委員) 「II.3.9 環境コストの相場観」の(2)の(ii)における「相手国の環境基準の遵守に必要な費用」という記述は不適切である。	II.3.9(2)の内容にコメントを反映。
4. ステークホルダー協議	—	—
4.1 ステークホルダーの範囲	(村山委員) 現地ステークホルダーの記述は、もう少し範囲を広げると良い。	II.4.1(2), (3), (4)の記載内容にコメントを反映。
4.2 協議のテーマ、内容	(今井委員) 第4回研究会資料の「II.3.4(2) 協議のテーマ、内容」で、事前に協議のテーマを決定しておくこと、と記述されているが、目的が明確であれば柔軟な対応も可能と考える。 (原科委員長) 第4回研究会資料中の第1回、第2回という表記を第1段階、第2段階に変更すると良い。	II.4.2(1)及び(2)に該当内容を記載。
	(橋本委員) ステークホルダー協議では、環境へのインパクトだけでなく、プロジェクトの内容に関わる議論を行うことが重要となる。	II.4.2(2)に該当内容を記載。
	(村山委員) 環境影響のスコoping段階で代替案の内容が明確でないと議論が難しい。	II.4.2(2)に該当内容を記載。
	(松本委員) 最初のステークホルダー協議では、地域住民のプロジェクトに対する不安や問題点を可能な限り聞こう、というスコoping重視の姿勢が重要と考える。	II.4.2(2)に該当内容を記載。
	(橋本委員) M/P案件の第1回協議時は、調査もまだ進んでいない段階であり、議論の焦点が絞られていない。環境に関するベースライン調査が終了したぐらいの時点で、第1回協議を行うと良い。	II.4.2(2)の記載内容にコメントを反映。
	(今井委員) 相手国のEIA制度にステークホルダー協議の実施が定められている場合、JICAの実施するステークホルダー協議と相手国EIAのもとで実施する協議とのタイミングにより、協議内容を検討する必要がある。	II.4.2(4)に該当内容を記載。

表 1.3.3(7) 各検討事項に対して得られたコメントの概要

検討事項	コメントの概要	コメントへの対応
4.2 協議のテーマ、内容	<p>(松本委員)</p> <p>第5回研究会資料の「II.4.2 協議のテーマ、内容」の(2)において、事前調査段階に「要請内容の確認」、「カテゴリ分類変更の必要性の検討」を加える。また、第3段階において環境管理計画や住民移転行動計画等を策定するならば、第2段階の協議内容にそのプロセスの検討を入れる。</p>	<p>II.4.2(2)に該当内容を記載。</p>
	<p>(今井委員)</p> <p>第5回研究会資料の「II.4.2 協議のテーマ、内容」の(2)の表に、環境管理計画や住民移転行動計画等の策定とあるが、国によってはD/D以降の段階にならないと規定で策定できない場合もある。その後の協力事業の進め方との整合を図る必要がある。</p> <p>(松本委員)</p> <p>住民移転などは案件のフィージビリティに大きく影響するので、相手国の規定を理由に住民移転行動計画等の策定を先送りすることは不適切である。</p>	<p>II.4.2(2)の表に注)として該当内容を記載。</p>
4.3 相手国負担事項	<p>(事務局)</p> <p>相手国とJICAの負担事項について考える場合の基本方針として、「先方のオーナーシップを奪わないこと」、「同時に先方のオーナーシップに頼りすぎないこと」を念頭に置いている。</p>	<p>II.4.3(1)に該当内容を記載。</p>
	<p>(橋本委員)</p> <p>ステークホルダー協議は相手国が主体となって実施すべきものであるが、国によっては積極的でない場合が考えられる。そのような場合、調査団によるモデレーターやファシリテーターの雇用を検討する必要がある。</p>	<p>II.4.3(3)に該当内容を記載。</p>
	<p>(松本委員)</p> <p>相手国側に負担させることによって、費用を削減するために参加者の人数を少なくしたり、日程を短くするといった事がおこらないようにする必要がある。</p>	<p>II.4.3(6)に該当内容を記載。</p>
	<p>(JICA 富本氏)</p> <p>相手国による環境社会配慮の適切な実施が難しい場合でも、実施主体が相手国にあるという前提であるが、JICAは協力事業を通じた支援ができることを強調してはどうか。</p>	<p>II.4.3(5)ならびにII.5.1(3)の記載内容にコメントを反映。</p>
4.4 協議の適切さの判断基準	<p>(松本委員)</p> <p>国毎の事情に応じ、ステークホルダー協議実施に関わる事前通知がショートノータイスとならないようにすべきである。</p>	<p>II.4.4(1)に該当内容を記載。</p>
	<p>(今井委員)</p> <p>事前調査段階でステークホルダー協議の実施について十分な意見交換を行い、準備をすすめる必要がある。</p>	<p>II.4.4(1)(ii)に該当内容を記載。</p>

表 1.3.3(8) 各検討事項に対して得られたコメントの概要

検討事項	コメントの概要	コメントへの対応
5. 相手国の意思決定プロセス	—	—
5.1 相手国の意思決定プロセスへの関与	<p>(オブザーバー、日本テクノ新島氏)</p> <p>資金協力段階に入ってから環境社会配慮について、ガイドラインの内容が弱いと感じる。計画策定段階での議論を計画実施段階に反映するためのフォローアップが必要である。</p>	<p>Ⅱ.5.1(4)に該当内容を記載。</p>
	<p>(今井委員)</p> <p>資料中の「Ⅱ.3.5(2) JICA が取り扱う範囲」の解説で、相手国に開発調査実施後の確実な環境社会配慮の実施を求め、それをS/Wに記載する必要性について述べている箇所は、非常に重要。相手国の意思決定プロセスの項目の最初の方に記載すべきと考える。</p>	<p>Ⅱ.5.1(4)に該当内容を記載。</p>
	<p>(松本委員)</p> <p>相手国のセンシティブティにもよるが、情報源の保護について開発調査でも考慮する必要がある。</p> <p>(今井委員)</p> <p>ローカルリソースを活用した情報収集は、地域住民の本音を引き出す一つの方法である。</p> <p>(原科委員長)</p> <p>地域住民に情報を提供できる場を確保することが重要である。</p>	<p>Ⅱ.5.1(6)に該当内容を記載。</p>
	<p>(今井委員)</p> <p>相手国とのやりとりのなかで重要な事項については、S/Wにしっかりと記載することが重要であろう。また、途中のプロセスで作成するミニッツにも必要な事項は随時記載し確認していくことが望ましい。</p>	<p>Ⅱ.5.1(7)に該当内容を記載。</p>
	<p>(田中委員)</p> <p>案件発掘段階における「プロジェクトの上位計画との整合性の確認」の部分について、上位計画とM/P、F/Sとの関係や整合性などの記載が欲しい。</p>	<p>表Ⅱ.5.1の記載内容を充実。</p>
	<p>(高梨委員)</p> <p>「環境社会配慮に関わる検討が十分になされていない案件は採択されない」とあるが、要請段階という、案件の内容がよく分からない状況において、「検討不十分」と判断するのは難しい。</p>	<p>Ⅱ.5.1(3)に該当内容を記載。</p>
	5.3 今後のステアリングコミッティのあり方	<p>(オブザーバー、JBIC 武藤氏)</p> <p>Ⅱ.5.3の記述の中に、「St/Cは本格調査段階での意思決定機関」とあるが、St/Cは調査団に対する意思決定機関であり、基本的には相手国の立場を反映した意思決定は行わないという認識で良いか。</p>